

四日市市告示第165号

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱（令和2年四日市市告示第165号）の一部を次のように改正する。

第2号様式及び第3号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市施設外就労促進事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった四日市市施設外就労促進事業費補助金については、四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 補助金交付の条件
  - (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
  - (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

（申請者）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市施設外就労促進事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった四日市市施設外就労促進事業費補助金については、四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記とおり交付できませんので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 不交付の理由

第5号様式を次のように改める。

（申請者）

住 所  
名 称  
代表者

四日市市施設外就労促進事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更承認申請のあった四日市市施設外就労促進事業費補助金の変更を承認したので、四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 変更交付決定額 金 円
- 2 変更の内容
- 3 補助金交付の条件
  - (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市施設外就労促進事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。
  - (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しなければならない。
  - (3) この補助金の交付については、後日市が報告を求め、調査を行うことがある。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(商工農水部商業労政課)